

## I 包括外部監査の概要

### 第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 第2 選定した特定の事件

県出資法人（群馬県が基本金等の4分の1以上を出資する法人）の財務事務の執行及び経営に関わる事業の管理について

### 第3 事件を選定した理由

群馬県の事務執行は、県からの補助金、委託費等の資金交付の他、職員の派遣等を通じて、出資法人と連携して実施されていることも多いことから、出資法人の効率的、効果的な事務執行及び事業経営という観点で極めて重要である。

また、過去の包括外部監査のテーマとして取り上げられてから10年が経過していることから、過年度監査の経過検証としても有意義であると判断した。

さらに、近年、公益法人の制度改革により、出資先法人と県との関係の在り方にも変革を求められてきており、この機会に県出資法人をテーマとして選定することは有意義であると判断した。

### 第4 包括外部監査の方法

#### 1. 監査対象法人及び所管部局

次の出資法人（所管部局）を監査の対象とした。

- ・公益財団法人 群馬県私学振興会（総務部）
- ・公益財団法人 群馬県教育文化事業団（生活文化スポーツ部）
- ・公益財団法人 群馬県スポーツ協会（生活文化スポーツ部）
- ・一般財団法人 群馬県森林・緑整備基金（環境森林部）
- ・公益財団法人 群馬県農業公社（農政部）
- ・公益財団法人 群馬県蚕糸振興協会（農政部）
- ・公益社団法人 群馬県青果物生産出荷安定基金協会（農政部）
- ・公益財団法人 群馬県産業支援機構（産業経済部）

## 2. 主な監査要点

- (1) 事務の遂行は、関連法令及び規則等に従い適切に行われているか。
- (2) 事務の遂行は、計画に従って適切に行われているか。
- (3) 事業経営の目的及び内容は、公益性・有効性・妥当性が確保されているか。
- (4) 事業経営は、規則等に従い経済的及び効率的に行われているか。

## 第5 包括外部監査の実施期間

平成26年7月15日から平成27年3月13日まで

## 第6 包括外部監査人及び補助者

### (1) 包括外部監査人

公認会計士 森田 亨

### (2) 補助者

公認会計士 松岡 光弘

公認会計士 宮一 行男

公認会計士 金井 孝純

公認会計士 田中 陽子

公認会計士 兒島 宏和

公認会計士 小池 幸男

公認会計士 権田 俊枝

## 第7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## Ⅱ 群馬県における出資法人

### 第1 群馬県における公社・事業団等の改革への取り組み

#### 【これまでの主な取り組み内容】

群馬県では、「行政改革大綱」に基づき、以下のような公社・事業団等の改革を実施してきた。直近では、「群馬県 新行政改革大綱（平成23～25年度）」（平成23年4月26日公表）に基づき、改革を実施した。

- 団体の解散・統合
- 県からの派遣職員の縮小
- 補助金等財政支出の削減
- 財務諸表や事業活動に関する資料等について、県ホームページにおいて公表するなど情報公開の推進
- 新公益法人制度改革への対応
- 指定管理業務を主たる業務とする公社・事業団等への関与の総点検

#### 群馬県 新行政改革大綱について

##### 1 新行政改革大綱の体系

###### (1) 推進期間

平成23年度～平成25年度

###### (2) 目標と計画の体系

群馬をさらにはばたかせる、行政改革3つの目標・10の改革

###### (3) 公社・事業団に関する情報公開の推進

県が出資している公社・事業団などに関する情報について、情報公開に係るガイドラインを策定し、情報公開を進めます。

また、県と公社・事業団などとの関係をより透明化するため、契約などに関する情報を公開します。

###### (4) 公社・事業団改革

県が出資している公社・事業団などについて、各団体の自立を促し、県の人的・財政的関与を縮小することを基本として、団体数の縮小を含めた改革を引き続き行います。

(5) 公社・事業団の見直し

県が出資する35団体（平成19年度）のあり方や業務などを見直し、平成21年度までに、（財）群馬県下水道公社、群馬県土地開発公社、（財）群馬県女性会館、（財）群馬県救急医療情報センターを解散するなどの改革を実施しました。

**【取り組みの結果】**

改革への取り組みの結果、過去10年間の変化は以下のとおりである。

	平成16年度	平成25年度	変化
団体数	41団体	26団体	△15団体
派遣職員	218人	7人	△211人
常勤役員	3人	0人	△3人
補助金	4,676,390千円	1,437,067千円	△3,239,323千円
委託料	6,859,220千円	2,334,955千円	△4,524,265千円

なお、平成25年度は、平成26年7月1日調査時点の状況である。平成25年度の26団体数のうち、2団体はすでに解散が決定している（平成26年7月1日現在）。

公社・事業団等の外郭団体については、県行政と密接な関係を持ち、行政を補完する役割を果たしている。しかしながら、団体の設立から相当な期間が経過し、設立当初とは社会経済環境が大きく変化する中、当初の設立目的を達成した団体や、見直しを必要とする団体が生じてきている。

このため、群馬県では、公社・事業団等改革を行政改革の重要な柱の一つとして位置づけて、絶えず公社・事業団等の統廃合や運営の合理化に努めてきた。

改革への取り組みの結果、群馬県が4分の1以上を出資している団体数は、平成16年度は41団体であったが、団体の廃止や複数の団体の統合等により、平成25年までの10年間に15団体減少し、平成25年度は26団体となっている。

群馬県は、今後も引き続き公社・事業団等の改革に関し積極的に推進していく方針である。

## 第2 群馬県における出資法人の概要

群馬県の出資比率が4分の1以上である団体等は、次のとおりである。

なお、群馬県では、地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）第243条の3及び知事の調査等の対象となる法人を定める条例（平成二十四年六月二十二日条例第五十七号）に基づき、県が4分の1以上の出資等としている法人について、経営状況等を県のホームページで公表している。

	名称	設立年月日	県出資額 (比率)	主な事業内容 (所管する所属)
1	(公財)群馬県私学振興会	昭和58年3月1日 (平成24年4月1日付、 公益財団法人移行)	100,000 千円 (42.3%)	教育施設整備の資金貸付、教職員の退職金給付等（総務部学事法制課）
2	(公財)群馬県消防協会	昭和4年5月30日 (平成24年4月1日付、 公益財団法人移行)	300,000 千円 (38.2%)	消防職団員の教育訓練、消防職団員等の表彰、啓発普及（総務部消防保安課）
3	(公財)群馬県教育文化事業団	昭和55年3月15日 (平成24年4月1日付、 公益財団法人移行)	261,100 千円 (99.8%)	文化芸術の振興、奨学金の貸与、県民会館の指定管理業務（生活文化スポーツ部文化振興課）
4	(公財)群馬県スポーツ協会	昭和52年10月1日 (平成25年4月1日付、 公益財団法人移行)	502,700 千円 (68.7%)	総合スポーツセンターの指定管理業務、スポーツの振興（生活文化スポーツ部スポーツ振興課）
5	(公財)群馬県長寿社会づくり財団	平成3年4月1日 (平成24年4月1日付、 公益財団法人移行)	100,000 千円 (66.7%)	高齢者の生きがいづくり、健康づくり等の事業の推進（健康福祉部介護高齢課）
6	(公財)群馬県児童健全育成事業団	平成2年6月1日 (平成22年4月1日付、 公益財団法人移行)	30,000 千円 (66.7%)	ぐんまこどもの国児童会館の指定管理業務、児童館運営支援（健康福祉部子育て支援課）
7	(公財)群馬県生活衛生営業指導センター	昭和56年12月17日 (平成25年4月1日付、 公益財団法人移行)	2,300 千円 (46.0%)	衛生施設の維持・改善・向上、経営健全化の相談指導（健康福祉部衛生食品課）

8	(公財)尾瀬保護財団	平成7年8月3日 (平成25年4月1日付、 公益財団法人移行)	545,328 千円 (35.2%)	尾瀬の利用者啓発、環境 保全、施設維持管理 (環 境森林部自然環境課)
9	(一財)群馬県 森林・緑整備 基金	平成2年7月10日 (平成25年4月1日付 け、一般財団法人移 行)	580,000 千円 (100.0%)	森林の育成・整備、緑化の 推進 (環境森林部林政 課)
10	(公財)群馬県 農業公社	昭和45年10月1日 (平成24年4月1日 付、公益財団法人移 行)	314,000 千円 (49.8%)	農地流動化の促進、担い 手の確保・育成 (農政部 農政課)
11	(公財)群馬県 蚕糸振興協会	平成11年10月1日 (平成25年4月1日付、 公益財団法人移行)	662,500 千円 (53.9%)	日本絹の里の指定管理業 務、蚕糸業振興 (農政部 蚕糸園芸課)
12	(公財)群馬県 漁業増殖基金 協会	昭和45年3月31日 (平成24年4月1日付、 公益財団法人移行)	249,000 千円 (98.3%)	水産資源の維持培養、漁 場運営指導 (農政部蚕糸 園芸課)
13	(公社)群馬県 青果物生産出 荷安定基金協 会	昭和46年8月21日 (平成26年4月1日付、 公益社団法人移行)	15,000 千円 (47.5%)	青果物価格下落時の補給 金交付 (農政部蚕糸園芸 課)
14	(公財)群馬県 馬事公苑	昭和59年11月20日 (平成24年4月1日 付、公益財団法人移 行)	200,000 千円 (100.0%)	馬事公苑の指定管理業 務、馬事技術等普及 (農 政部畜産課)
15	(公財)群馬県 産業支援機構	昭和57年4月1日 (平成24年4月1日付、 公益財団法人移行)	913,050 千円 (85.9%)	中小企業の経営基盤の強 化及び創業の促進、科学 技術振興及び産学官連携 (産業経済部産業政策課)
16	(公財)桐生地 域地場産業振 興センター	昭和60年10月4日 (平成25年4月1日付、 公益財団法人移行)	10,000 千円 (39.8%)	桐生地域地場産業振興セ ンターの管理運営、地場産 業の開発・研究 (産業経 済部工業振興課)
17	(公財)群馬県 勤労福祉セン ター	昭和59年1月14日 (平成25年4月1日付、 公益財団法人移行)	176,410 千円 (67.5%)	勤労福祉センターの指定 管理業務 (産業経済部労 働政策課)

18	武尊山観光開発(株)	昭和54年7月20日	119,000千円 (31.3%)	観光レクリエーション施設の建設、管理運営(産業経済部観光物産課)
19	(公財)群馬県観光物産国際協会	平成19年4月1日 (平成25年4月1日付、公益財団法人移行)	864,000千円 (88.7%)	国際交流、観光振興、観光宣伝事業等の推進(産業経済部観光物産課)
20	群馬県住宅供給公社	昭和40年11月30日	30,000千円 (75.4%)	住宅分譲、賃貸住宅管理(県土整備部建築住宅課)
21	(公財)群馬県育英会	大正13年10月13日 (平成26年4月1日付、公益財団法人移行)	400千円 (40.0%)	学生寮上毛学舎の管理運営(教育委員会管理課)
22	(公財)群馬県青少年育成事業団	昭和56年11月12日 (平成23年4月1日付、公益財団法人移行)	104,000千円 (50.0%)	青少年会館の指定管理業務、青少年健全育成(教育委員会生涯学習課)
23	(公財)群馬県防犯協会	昭和60年12月12日 (平成23年9月1日付、公益財団法人移行)	84,160千円 (94.0%)	地域安全活動、少年健全育成(警察本部生活安全企画課)
24	(公財)群馬県暴力追放運動推進センター	平成2年9月25日 (平成22年9月1日付、公益財団法人移行)	512,275千円 (82.1%)	暴力相談、訴訟費用貸付、広報啓発(警察本部組織犯罪対策第一課)
25	(財)群馬県保健文化賞基金	昭和45年4月3日	9,000千円 (47.4%)	群馬県保健文化賞の授与(健康福祉部健康福祉課)
26	(一社)群馬県林業公社	昭和41年9月22日 (平成26年1月6日付、一般社団法人移行)	10,000千円 (61.0%)	分収方式による造林・育林(環境森林部林政課)

なお、(財)群馬県保健文化賞基金は、解散日を平成25年12月1日とし、清算手続中(平成26年7月1日現在)である。(一社)群馬県林業公社は、解散日を平成26年3月31日とし、清算手続中(平成26年7月1日現在)である。

### 平成25年度の経営状況等（平成26年7月1日現在、清算手続中の法人除く）

- 組織形態は、公益財団法人が20団体、公益社団法人が1団体、一般財団法人が1団体、住宅供給公社が1団体、株式会社が1団体である。公益性の認定を受けた法人の割合が全体の87.5%を占めており、法人の事業活動に収益性を求めている事業も多く、法人の収益性が高くない法人もある。
- 経営成績に関しては、法人の事業活動に収益性を求めている事業も多いことから、赤字決算（当期損益がマイナス）の法人が、24法人のうち10法人ある。ただし、（公財）群馬県農業公社を除くと、赤字金額（当期損失）はいずれの法人も10,000千円以下である。なお、（公財）群馬県農業公社は、平成25年度に基金の返還があったため、約3億円の資産減少となっている。
- 財政状態に関しては、債務超過（純資産がマイナス）の法人はなく、現時点で財務内容が著しく悪化している法人はない。

### 出資法人への関与の状況（平成26年7月1日現在）

常勤役員のうち県派遣者数	0人
常勤役員のうち県OB者数	19名
常勤事務局職員のうち県派遣者数	7名
常勤事務局職員のうち県OB者数	16名
県出資額	6,694,223千円
補助金（平成25年度）	1,437,067千円
利子補給（平成25年度）	65,483千円
委託料（平成25年度）	2,334,955千円
損失補償契約に係る債務残高（平成25年度）	164,057千円
貸付金残高（平成25年度）	662,089千円

- 群馬県の出資法人への出資金額は、およそ66億円である。
- 群馬県からの派遣職員は、派遣職員縮小の取り組みの結果、常勤役員のうち県派遣者数はゼロ、常勤事務局職員のうち県派遣者数は7名となっており、年々減少傾向にある。
- 群馬県と出資法人との取引総額は、主に補助金がおおよそ14億円、委託料がおおよそ23億円、貸付残高がおおよそ6億円である。法人の解散・統合という取り組みによって、補助金、委託料、貸付残高、いずれも年々減少傾向にある。



### Ⅲ 実施した監査手続の概要

#### 第1 監査の対象とした出資法人

##### 1. 監査の対象法人

群馬県の出資法人（26 法人）のうち、平成 26 年度の監査の対象とした出資法人（8 法人）は、以下のとおりである。

出資法人の名称	所管部署の名称
公益財団法人 群馬県私学振興会	総務部
公益財団法人 群馬県教育文化事業団	生活文化スポーツ部
公益財団法人 群馬県スポーツ協会	生活文化スポーツ部
一般財団法人 群馬県森林・緑整備基金	環境森林部
公益財団法人 群馬県農業公社	農政部
公益財団法人 群馬県蚕糸振興協会	農政部
公益社団法人 群馬県青果物生産出荷安定基金協会	農政部
公益財団法人 群馬県産業支援機構	産業経済部

監査の対象とした法人については、リスクアプローチの観点から、①総資産規模、②総収入規模、③県との取引規模、④財務内容が悪い、⑤過年度において包括外部監査の対象になっていない法人、という基準を設定した。

上記の 8 法人は、①総資産規模、②総収入規模、③県との取引規模が、他の法人と比較して多額であることから、今回の監査対象としている。なお、④財務内容が悪い法人はない。また、群馬県住宅供給公社は、①総資産規模、②総収入規模、③県との取引規模が他の法人と比較して多額であるが、平成 21 年度の包括外部監査の対象となっているため、今回の監査対象から除外した。

群馬県の出資法人（26 法人）に対する監査の対象とした法人（8 法人）の項目別の割合（監査の対象となった割合）は、以下のとおりである。

	群馬県出資法人 (26 法人)	監査対象法人 (8 法人)	割合
出資金額	6,694,223 千円	3,348,350 千円	50.0%
補助金	1,437,067 千円	1,222,646 千円	85.0%
委託料	2,334,955 千円	869,446 千円	37.2%
損失補償契約に係る債務残高	164,057 千円	164,057 千円	100.0%
貸付残高	662,089 千円	662,089 千円	100.0%

なお、委託料について、監査対象から除外した群馬県住宅供給公社の金額を除くと、割合は 68.0%となる。

## 2. 監査の往査日程及び往査場所

監査の往査日程及び往査場所は、以下のとおりである。

往査日			所管部署
年	月	日	
平成 26 年	7 月	15 日	学事法制課、農政課、産業政策課、スポーツ振興課
平成 26 年	7 月	17 日	文化振興課、蚕糸園芸課、林政課
平成 26 年	7 月	24 日	蚕糸園芸課
平成 26 年	9 月	2～4 日	群馬県森林・緑整備基金
平成 26 年	9 月	8～10 日	群馬県青果物生産出荷安定基金協会
平成 26 年	9 月	16～18 日	群馬県私学振興会
平成 26 年	9 月	24～26 日	群馬県スポーツ協会
平成 26 年	9 月	29～30 日	群馬県蚕糸振興協会
平成 26 年	10 月	1 日	群馬県蚕糸振興協会
平成 26 年	10 月	1～3 日	群馬県教育文化事業団
平成 26 年	10 月	6～8 日	群馬県産業支援機構
平成 26 年	10 月	14～16 日	群馬県農業公社
平成 26 年	11 月	17～18 日	群馬県森林・緑整備基金
平成 26 年	11 月	19～20 日	群馬県青果物生産出荷安定基金協会
平成 26 年	11 月	27～28 日	群馬県私学振興会
平成 26 年	12 月	9～10 日	群馬県蚕糸振興協会
平成 26 年	12 月	11～12 日	群馬県スポーツ協会
平成 26 年	12 月	16 日	群馬県青果物生産出荷安定基金協会
平成 26 年	12 月	18～19 日	群馬県産業支援機構
平成 26 年	12 月	24～25 日	群馬県農業公社
平成 27 年	1 月	8～9 日	群馬県教育文化事業団
平成 27 年	1 月	28 日	群馬県スポーツ協会

## 第2 監査手続

### 1. 監査手続の概要

○出資法人について事業活動、人事制度、組織体制、資金運用、会計処理、関連諸規程等について聴取した。

○出資法人の事務遂行が、関連法令及び規程等に従って適切に行われていること（合規性）及び経済性、有効性、効率性の観点から適切に行われていることを確認した。

具体的には、主に以下の質問を実施し、関連する法令・規則、管理書類及び帳票等（伺い・検査・起案・決裁・回議、契約書・見積書・請求書）を閲覧した。

（質問の視点）

群馬県と同様に、他の都道府県や市町村においても外郭団体への出資が行われている。他の都道府県や市町村のホームページを閲覧し、群馬県での出資法人への取り組みと比較して、群馬県の出資法人への取り組みに問題点や改善点がないかどうかを確認する観点から、質問を実施した。

また、質問内容に関して、他の都道府県での包括外部監査において指摘事項及び意見として検出されている状況は、群馬県でも同様の状況となっている可能性があることから、過去において外郭団体に関する他の都道府県の包括外部監査報告書で挙げられていた指摘事項及び意見を参考とした。

### 2. 質問事項

各出資法人への主な質問事項（手続含む）は、以下のとおりである。質問内容は、事業活動、組織、人事、財務、資金運用、リスク管理、情報管理、指定管理者制度、県との取引、会計という10の項目に分類している。

事業活動・組織・人事・財務・資金運用・リスク管理・情報公開・指定管理者制度・県との取引	
事業活動	設立目的を達成し、法人の存在意義が失われていないか。
	民間の事業者で代替可能な事業を行っていないか。
	他の団体と重複している事業はないか。
	収支が赤字の事業はないか。
	事業の定期的な見直しは行われているか。
	自立化を図るため、新たな収入源の確保を検討しているか。
	団体を管理する所管部署の管理体制は、適切か。（規程整備、運用体制）

	事業計画(中長期含む)を作成しているか。
	事業活動の結果を評価しているか。 その評価結果から、改善策を作成し具体的にその改善策を実行しているか。 事業評価の結果を情報公開しているか。
	利用者の満足度調査を実施しているか。
組織	法人形態(公益法人等)が、不合理となっていないか。
	役員の数人は法人の規模・事業等を考慮して適正か。
	役員任期・報酬は適正か。
	役員能力、選定方法は適正か。
	理事長は常勤か。
	県職員(OB含む)が役員になることに合理性があるか。 役員は県職員(OB含む)割合が高くないか。
	外部役員は必要ないか。役員への民間企業経験者を登用しているか。
	役員(理事、監事等)の役員会への出席率は適正か。
	評議員会の評議員の出席率は適正か。
	議会、理事会、評議員会等は、適宜開催されているか。 書面決議が常習化していないか。
	役員会の議事録は適切に作成されているか。
	監査(監事、外部監査)は、定期的かつ実効的に実施されているか。
	人事
県職員の派遣(職員配置、定数管理等)は適正か。 OB職員の再雇用は適正か。 天下りとなっていないか。	
プロパー職員の採用は、公平性が確保されているか。	
民間企業経験者等、多様な人材が活用できるような体制となっているか。	
人事・給与制度は適正か。県職員と同じ処遇になっていないか。不必要な手当はないか。	
職員の研修制度は適正か。	
担当者の業務を定期的にローテーションしているか。	
財務	
	収益事業の赤字が非収益事業の収支を圧迫していないか。
	県に対する財政依存は過度でないか。

	<p>これまで出資金の見直しを適宜行ってきたか。</p> <p>出資金の返還は必要ないか。</p> <p>不要な積立金はないか。</p> <p>基本財産は、規定に従って適正に運用されているか。</p> <p>時価が著しく下落している資産はないか。</p> <p>遊休資産はないか。不要な事業所、施設、設備等はないか</p>
資金運用	<p>資金運用に関する規定を設けているか。</p> <p>資金の管理体制は、適正か。(専任担当者の有無、人数、過去管理経験の有無)</p> <p>投資リスクは、適正に把握されているか。(信用、金利、為替、流動等)</p> <p>投資リスクを最小限とするため投資額に制限を設けているか。</p> <p>リスクの高い金融商品(仕組債)を購入していないか。</p> <p>保有する理由に合理性があるか。</p> <p>市場性のある有価証券は時価を適宜把握しているか。</p> <p>預金のペイオフ対応に関して規定が整備されているか。</p> <p>ひとつの金融機関に多額の預金を保有していないか。</p> <p>普通預金が多額でないか。他で運用するなど資金の有効活用が図られているか。</p>
リスク管理	<p>コンプライアンスに関する体制は整備されているか。</p> <p>法務リスクの管理は適正か。</p> <p>個人情報保護に関する体制は整備されているか。</p> <p>苦情解決に関する体制は整備されているか。</p> <p>情報システムのリスク管理は適正か。</p> <p>会計の透明性をより高めるために、外部の会計専門家による外部監査を取り入れる必要がないか。</p>
情報公開	<p>情報公開に関する体制は整備されているか。</p> <p>決算書等の財務状況を開示する規定があるか。その規定に従った運用がされているか。</p> <p>情報公開の方法は、適正であるか。(ネット等)</p> <p>県民が求めている情報を開示しているか。</p> <p>県民が求める情報に関してアンケート調査等を実施しているか。</p> <p>ホームページ・パンフレット等による事業のPRは十分か。</p>
指定管理者制度	<p>指定管理を受けている施設は適正に運営されているか。運営状況に問題はないか。</p>

	指定管理者の募集は、適正か。(対象、期間等)
	指定管理者の選定方法は、適正か。
	指定管理契約の内容に問題点はないか。
	指定管理契約の内容に違反した事項はないか。
県との取引 補助金 委託費 損失補償	県との契約事務は、適正か。
	契約金額は、適正か。随意契約に合理性はあるか。
	費用削減等により、契約金額を削減できることはないか。
	業務内容の変動に応じて見直しをしているか。
	所管課の管理は、適切か。PDCA等により事業の改善につながるような取り組みをしているか。
会計に関する事項	
開示	決算書は、公益法人会計基準等に従って適切に作成されているか。
財務諸表	貸借対照表・正味財産増減計算書・財務諸表に対する注記・財産目録は、総勘定元帳・試算表等と整合しているか。
	資産・負債の各科目の内訳内容は、適切か。
現物照合	現金、預金、有価証券、切手、印紙、固定資産、備品等は、現物照合されているか。
	固定資産について固定資産台帳と照合されているか。
現金・預金	同一の担当者が行っていないか。(銀行登録印の使用と帳簿記録)
売掛金・未収入金	与信管理(支払能力の調査、限度額設定等)は適正か。滞留債権に対して、適切な引当を設定しているか。
固定資産	固定資産の減価償却や購入・除売却が適正であるか。
買掛金・未払金	買掛金・未払金の計上もれがないか。
引当金	退職給付引当金が退職金期末要支給額に対して不足していないか。
	賞与引当金の計上は適正か。
収入	各収入について、報告書・管理台帳等と一致しているか。
費用	経費について、伺書、請求書等と一致しているか。 未払経費の計上もれがないか。
	人件費について、伺書、賃金台帳、給与規程等と一致しているか。
	役員報酬及び退職金について、適切な規定を定めているか。
	不必要な物品の発注等を行っていないか。
税金管理	税務申告書の作成者以外の知識のある人がチェックしているか。

### 3. 過年度の改善措置状況の確認

今回のテーマである「県出資法人（群馬県が基本金等の4分の1以上を出資する法人）の財務事務の執行及び経営に関わる事業の管理」と同一のテーマで実施された過年度の包括外部監査の改善措置状況もあわせて確認した。

年度	テーマ名
平成12年度	第2章 出資団体の財務事務及び事業の管理
平成13年度	公の施設の管理運営 ・群馬県総合スポーツセンター
平成16年度	群馬県が基本金等の4分1以上を出資する団体（以下、「出資団体」という。）の財務事務の執行及び経営に係わる事業の管理 ・財団法人 群馬県森林・緑整備基金 ・財団法人 群馬県農業公社 ・財団法人 群馬県教育文化事業団

#### 第3 「指摘事項」と「意見」の定義

監査の結果は、「指摘事項」または「意見」として記載している。

「指摘事項」とは、主として法令や規則等に違反しているか、または著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項である。

「意見」とは、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求める事項である。

## IV 監査の結果及び意見（総括）

### 第1 事業活動

群馬県では、これまで「行政改革大綱」の方針をもとに、団体の解散・統廃合を実施し、そのなかで事業の見直しに関しても適宜行ってきた。

各法人における事業の見直し、事業の経営状況及び事業の事務執行を、主に合规性・経済性・効率性・有効性の観点から各事業を評価・検討した結果、以下のような事実認識並びに課題認識を持った。

<主な認識事項と関連する指摘事項あるいは意見>

#### 【事業の見直し】

- 事業計画書及び事業報告書には、可視化できるよう予算額や実績額を織り込むべきである。
- 分収林について評価の見直しと台帳の整備、分収林契約の解約促進が必要である。
- 事業の実績が予算を下回っている事業があるため、事業のPRを効果的に実施すべきである。
- 中長期的な事業計画が策定されていない。
- 事業構造が大きく変化していることから、運営方針を改訂する必要がある。
- 今後収益事業を確保できない場合には財政状況が悪化するおそれがある。
- アンケート結果が有効活用されていない。
- PRを効果的に行う観点から、富岡製糸場のホームページへのリンクやぐんまちゃんの家での情報発信を検討すべきである。
- シルクショップについて顧客ニーズに合った商品開発を行うべきである。

意見 21：事業計画への金額記載（群馬県スポーツ協会）

意見 36：「分収森林」勘定の評価の定期的・適時な見直しと台帳の整備（群馬県森林・緑整備基金）

意見 37：分収林契約の解約の促進（群馬県森林・緑整備基金）

意見 38：森林・緑整備基金事業の利用状況（群馬県森林・緑整備基金）

意見 39：経営計画とモニタリング（群馬県森林・緑整備基金）

指摘事項 16：運営方針の改訂の必要性（群馬県農業公社）

意見 52：収益目的事業（受託事業）（群馬県農業公社）

意見 53：農地と担い手の相互調整事業（体験農業事業）（群馬県農業公社）

意見 54：農業後継者育成基金事業（農業青年仲間づくり活動推進事業（共同プロジェクト活動費））の助成（群馬県農業公社）

意見 61：富岡製糸場のホームページでの「日本絹の里」のリンク掲載（群馬県蚕糸振興協会）



意見 62：シルクショップでの商品開発（群馬県蚕糸振興協会）  
意見 63：ぐんまちゃん家との連携（群馬県蚕糸振興協会）  
意見 82：事業計画書及び事業報告書の見直し（群馬県産業支援機構）

#### 【事業の事務遂行】

- 事務処理に関する規程が未整備である。
- 事務処理において、書類の記載もれや確認事務の未実施等がある。
- 事務処理の管理体制が不十分である。
- 事業費の概算払に作成された資金計画に不備がある。

意見 1：事務処理の不備（群馬県私学振興会）  
意見 2：退職手当資金受領書の提出遅延（群馬県私学振興会）  
意見 3：規程の不備（群馬県私学振興会）  
意見 24：高額の報償費（群馬県スポーツ協会）  
意見 72：事務処理の管理体制（群馬県青果物生産出荷安定基金協会）  
意見 73：預金口座の管理（群馬県青果物生産出荷安定基金協会）  
指摘事項 22：概算払の請求（群馬県産業支援機構）

## 第2 組織

法人の形態、役員（県職員及び県職員OBを含む）の人数・選定方法、理事会・評議員会への出席率、欠席者への対応方法等を、主に合規性・経済性・効率性・有効性の観点から評価・検討した結果、以下のような事実認識並びに課題認識を持った。

<主な認識事項と関連する指摘事項あるいは意見>

- プロパー職員の理事登用率が低い。長年の実務経験の活用や団体の自立経営の観点等から、プロパー職員の理事登用を検討すべきである。
- 理事会や評議員会の出席率が低い。いずれの会議も重要な意思決定機関であり、出席可能な者が選任されるべきである。
- 群馬県森林・緑整備基金の理事は、6名中4名が県のOBである。団体の自立経営の観点等から、外部の人材を登用すべきである。
- 会議への欠席者には、会議の意思決定に関する情報を適宜提供すべきである。

意見 11：プロパー職員の理事登用（群馬県教育文化事業団）  
意見 25：プロパー職員の理事登用（群馬県スポーツ協会）  
意見 26：役員（理事）の役員会（理事会）への出席率（群馬県スポーツ協会）  
意見 27：評議員会の評議員の出席率（群馬県スポーツ協会）  
意見 40：理事の構成（群馬県森林・緑整備基金）

意見 41：評議員会の欠席者の対応（群馬県森林・緑整備基金）  
指摘事項 17：評議員会の決議（群馬県農業公社）  
意見 75：理事会への出席（群馬県青果物生産出荷安定基金協会）  
意見 83：プロパー職員の理事登用（群馬県産業支援機構）  
指摘事項 23：役員（理事）の役員会（理事会）への出席率（群馬県産業支援機構）

### 第3 人事

職員の人数・採用方法、県職員（県職員OBを含む）の派遣、給与・旅費、職員の研修制度等、主に合規性・経済性・効率性・有効性の観点からを評価・検討した結果、以下のような事実認識並びに課題認識を持った。

<主な認識事項と関連する指摘事項あるいは意見>

- 通勤手当が非課税限度額を超過しているため、源泉徴収を行うべきである。
- 県OBの採用過程が明確化されていない。
- 職員の採用基準及び採用過程を明確化すべきである。
- 宿泊料に関する具体的な定めがない。
- 旅費は、実費精算すべきである。

意見 4：勤務状況の報告（群馬県私学振興会）  
指摘事項 1：通勤手当（群馬県私学振興会）  
意見 28：県OB職員の採用過程の明確化（群馬県スポーツ協会）  
意見 42：旅費に関する支出（群馬県森林・緑整備基金）  
意見 43：県OB職員の採用過程の明確化（群馬県森林・緑整備基金）  
指摘事項 20：職員の雇用（群馬県青果物生産出荷安定基金協会）  
指摘事項 21：労働条件通知書の承認の押印（群馬県青果物生産出荷安定基金協会）  
意見 76：旅費の実費精算（群馬県青果物生産出荷安定基金協会）

### 第4 資金運用

資金運用の管理体制、投資リスクの把握、ペイオフ対策等を、主に合規性・経済性・効率性・有効性の観点から評価・検討した結果、以下のような事実認識並びに課題認識を持った。

<主な認識事項と関連する指摘事項あるいは意見>

- 信用リスクの定期的な把握が十分でない。
- 仕組債のリスク管理が十分でない。
- 資金運用規程が整備されていない。
- ペイオフ対策がされていない。

意見 5：信用リスク情報の定期的な把握（群馬県私学振興会）  
 意見 6：仕組債のリスク管理（群馬県私学振興会）  
 意見 7：ペイオフへの対応（群馬県私学振興会）  
 意見 8：中長期運用計画の策定（群馬県私学振興会）  
 意見 9：有価証券の保有目的（群馬県私学振興会）  
 指摘事項 5：信用リスクの把握（群馬県教育文化事業団）  
 意見 12：高等学校等奨学貸与資金における未使用額（群馬県教育文化事業団）  
 意見 29：資金（資産）運用規程の創設（群馬県スポーツ協会）  
 意見 44：ペイオフ対策の必要性（群馬県森林・緑整備基金）  
 意見 45：資金運用規程の見直し（群馬県森林・緑整備基金）  
 意見 46：資金繰り表の作成（群馬県森林・緑整備基金）  
 意見 47：退職給付資産の運用（群馬県森林・緑整備基金）  
 意見 55：資金運用の方針（群馬県農業公社）  
 意見 56：ペイオフ対策（群馬県農業公社）  
 意見 64：余資運用（群馬県蚕糸振興協会）  
 意見 65：ペイオフ対策（群馬県蚕糸振興協会）  
 意見 77：ペイオフ対策の必要性（群馬県青果物生産出荷安定基金協会）  
 意見 78：生産者補給金の交付状況に見合った資金運用（群馬県青果物生産出荷安定基金協会）  
 意見 84：資産運用の方針（群馬県産業支援機構）

## 第5 リスク管理

コンプライアンス体制、個人情報保護、苦情解決、情報システム管理等を、主に合規性・経済性・効率性・有効性の観点から評価・検討した結果、以下のような事実認識並びに課題認識を持った。

<主な認識事項と関連する指摘事項あるいは意見>

○コンプライアンスに係る規程が整備されていない。

○パソコンにパスワード設定がされていない。

意見 66：コンプライアンスに関する体制整備（群馬県蚕糸振興協会）

指摘事項 19：情報管理（群馬県蚕糸振興協会）

## 第6 指定管理者制度

指定管理者の募集・選定方法、指定管理の契約内容、指定管理の運営管理等を、主に合規性・経済性・効率性・有効性の観点から評価・検討した結果、以下のような事実認識並びに課題認識を持った。

＜主な認識事項と関連する指摘事項あるいは意見＞

- 修繕費の負担が仕様書と異なっている。
- 施設設備の不備に対する対応、清掃業務の内容に関する事業報告書の記載内容がわかりにくい。
- 指定管理者の入札条件にある地理的条件を除外すべきである。
- 指定管理者の情報公開をより実効性のあるものにする必要がある。
- 群馬県立日本絹の里観覧料免除申請書に指定管理者（事務局長）の承認印がない。

意見 13：修繕費の負担（群馬県教育文化事業団）

意見 14：実績報告書における施設設備の維持管理状況の記載内容（群馬県教育文化事業団）

意見 15：施設設備の不備に対する対応（群馬県教育文化事業団）

意見 16：清掃業務の内容（群馬県教育文化事業団）

意見 30：指名入札する対象事業者（群馬県スポーツ協会）

意見 31：指定管理に関する情報公開（群馬県スポーツ協会）

意見 67：群馬県立日本絹の里観覧料免除申請書（群馬県蚕糸振興協会）

意見 68：指定管理に関する情報公開（群馬県蚕糸振興協会）

## 第7 会計

税務処理及び会計処理について、税法や会計基準等に従った適切な処理が行われているかどうかを、主に合规性の観点から評価・検討した結果、以下のような事実認識並びに課題認識を持った。

＜主な認識事項と関連する指摘事項あるいは意見＞

各法人において実施されている税務処理及び会計処理については、税法や会計基準等に準拠しておらず、適切な処理となっていない事項が多数発見された。

今回の監査対象となっていない法人においても、同様の事項に関して誤りがある可能性があることから、税務や会計の専門家のアドバイス等を受けながら再検討されることが望まれる。

### 【税務処理】

- 事業ごとの消費税額が正しく区分計算されていない。
- 消費税の課税売上や課税仕入の計算が誤っている。

意見 60：消費税の中間申告時の区分経理（群馬県農業公社）

指摘事項 24：消費税の計算（群馬県産業支援機構）

指摘事項 25：上海事務所の社宅敷金（群馬県産業支援機構）

### 【会計処理】

固定資産に関する事項

- 固定資産が資産計上されていない。
- 固定資産の勘定科目名が誤っている。
- 固定資産の減価償却年数が誤っている。
- 固定資産及び減価償却費の各事業への配賦計算が誤っている。
- 固定資産の現物確認を実施していない。
- 固定資産を現物確認した証跡を残していない。
- 今後使用予定のない固定資産が処分されないまま保管されている。
- リース資産が資産計上されていない。

指摘事項 2：固定資産の取得（群馬県私学振興会）

指摘事項 3：固定資産の区分と耐用年数（群馬県私学振興会）

意見 33：備品台帳の整備（群馬県スポーツ協会）

意見 34：使用していない工具器具備品（固定資産）及び備品（消耗品）（群馬県スポーツ協会）

意見 35：固定資産台帳と現物との照合の証跡（群馬県スポーツ協会）

指摘事項 13：固定資産の計上基準（群馬県森林・緑整備基金）

指摘事項 14：固定資産の管理（群馬県森林・緑整備基金）

意見 57：固定資産の貸借対照表及び減価償却費の区分経理への配賦計算（群馬県農業公社）

指摘事項 18：固定資産の減価償却費の計算（群馬県農業公社）

意見 58：固定資産の現物管理及び台帳管理（群馬県農業公社）

指摘事項 26：リース資産の計上基準（群馬県産業支援機構）

#### 退職給付に関する事項

- 現状のままでは退職給付引当金・引当預金が将来不足する可能性がある。
- 退職給付引当金の計上基準が明確でない。

意見 19：退職給付引当金と引当預金の不足（群馬県教育文化事業団）

指摘事項 9：退職給付引当金の計上基準（群馬県スポーツ協会）

意見 49：退職給付引当金の不足（群馬県森林・緑整備基金）

#### 賞与引当金に関する事項

- 賞与引当金が計上されていない。
- 賞与引当金に関する社会保険料が未払計上されていない。

意見 10：賞与引当金に関する社会保険料の未計上（群馬県私学振興会）

意見 20：賞与引当金の計上の必要性（群馬県教育文化事業団）

意見 32：賞与引当金に関する社会保険料の未計上（群馬県スポーツ協会）

## 第8 過年度の包括外部監査の改善状況

年度	テーマ名
平成12年度	第2章 出資団体の財務事務及び事業の管理
平成13年度	公の施設の管理運営 ・群馬県総合スポーツセンター
平成16年度	群馬県が基本金等の4分1以上を出資する団体（以下、「出資団体」という。）の財務事務の執行及び経営に係わる事業の管理 ・財団法人 群馬県森林・緑整備基金 ・財団法人 群馬県農業公社 ・財団法人 群馬県教育文化事業団

今年度と同一のテーマで実施された過年度の包括外部監査の改善状況を評価・検討した結果、以下のような事実認識並びに課題認識を持った。

### <主な認識事項と関連する指摘事項あるいは意見>

過年度の包括外部監査において指摘された事項と同様の指摘事項が、今回の監査でも一部発見されており、改善措置が十分に実行されていないものが一部あると判断した。

○備品の貸出に関して、借用書の入手や貸出簿による管理が行われていない。

○コインロッカー内の現金回収に関して、複数人での管理が行われていない。

指摘事項6：備品の貸与（群馬県スポーツ協会）

指摘事項7：コインロッカー内現金の回収管理（群馬県スポーツ協会）